

第11回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和6年4月24日（水曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | | |
|-----|----------------|--------------------------------------|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | | |
| 第 2 | 会期決定について | | |
| 第 3 | 会務報告 | | |
| 第 4 | 報告第23号 | 令和5年度標茶町農業委員会業務報告について | |
| 第 5 | 報告第24号 | 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 6 | 報告第25号 | 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 議案第50号 | 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第 8 | 議案第51号 | 現況証明願について | 1件 |
| 第 9 | 報告第52号 | 農業振興地域整備計画の変更について | 3件 |
| 第10 | 議案第53号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第11 | 議案第54号 | 農用地利用集積計画の作成の要請について | 19件 |
| 第12 | 議案第55号 | 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について | |
| 第13 | 議案第56号 | 令和6年度標茶町農業委員会事業計画について | |

○出席委員（15名）

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 平山 正志 君 | 2番 | 澁谷 洋 君 | 3番 | 大泉 義明 君 |
| 4番 | 小野寺典男 君 | 5番 | 佐藤 松喜 君 | 6番 | 渡邊 裕義 君 |
| 8番 | 舟山 珠代 君 | 9番 | 津野 齊 君 | 10番 | 甲斐やす子 君 |
| 11番 | 笛木 眞一 君 | 12番 | 山本 政弘 君 | 13番 | 熊谷 英二 君 |
| 14番 | 嶋中 勝 君 | 15番 | 遠藤 聡 君 | 16番 | 佐藤 徳市 君 |

○議事参与の制限を受けた委員（0名）

○欠席委員（1名）

- 7番 森田 享子 君

○その他出席者

- | | | | |
|------|---------|-------|---------|
| 事務局長 | 村山 尚 君 | 事務局次長 | 小幡 裕也 君 |
| 振興係長 | 工藤 理恵 君 | 農地係長 | 青島 雅明 君 |
| 主 任 | 湊谷 沙紀 君 | | |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第11回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は15名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時10分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

9番・津野君 10番・甲斐君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第11回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第23号、令和5年度標茶町農業委員会業務報告についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

報告第23号についてご説明させていただきます。

令和5年度標茶町農業委員会業務報告について。

令和5年度標茶町農業委員会業務について、次のとおり報告するものであります。

令和5年度標茶町農業委員会業務報告書は別紙のとおりとなっております。

令和5年度標茶町農業委員会業務報告書

1. 総会等会議招集の状況

(1) 総会等会議開催回数

定例総会13回、特別委員会2回、あっせん委員会35回、その他18回。特別委員会につきましては農政部会、農地部会。その他については全体協議会、広報委員会、研修委員会、農地利用状況調査会議等となっております。

(2) 総会等議案数及び延件数

議案、議案数57件、延件数234件。

報告、議案数39件、延件数66件。

協議、議案数1件、延件数1件。

その他、議案数2件、延件数2件となっております。

その他につきましては、改選による選挙の案件となっております。

2. 農地の移動状況

(1) 農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法）に基づく移動
売買（あっせん）、件数、合計60件、面積1,280.5ha。

賃貸借、件数、合計80件、面積1,580.0ha。

使用貸借5件、面積255.0ha。

合計しまして、件数145件、面積3,065.5haとなっております。

(2) 農地法3条の許可による移動。

一般相対による売買、件数6件、面積35.7ha。

贈与、件数1件、面積19.6ha。

地上権の設定、件数1件、面積0.4ha。

(3) 農地法第3条の3に基づく届け出。

こちらは相続の届出等になります。20件、444ha。

(4) 農地法第4条の規定に基づく農地転用1件、0.3ha。

(5) 農地法第5条の規定に基づく農地転用7件、8.3ha。

(6) 農地法第18条第6項の規定による合意解約、22件。

(7) 特定農地貸付に係る農地法の特例に関する法律に基づく貸付承認0件となっております。

3. 委員の調査活動内容

調査活動の内容について報告致します。

農地法第3条の調査8件、委員数8人。

農地法第4条の調査1件、委員数3人。

農地法第5条の調査7件、委員数24人。

農地法第30条の調査、こちらは農地利用状況調査となっております。委員数は16人。

農用地利用集積計画の調査70件、委員数70人。

農業振興地域整備計画の調査13件、委員数44人。

現況調査23件、委員数68人となっております。

4. 委任業務関係

(1) 委任業務の会議開催状況、こちらにつきましては、令和6年3月に開催致しました、農業者

経営移讓年金受給説明相談会 1 回となっております。

(2) 委任業務の処理状況

農業者老齡年金受給裁定請求 7 件。

農業者年金資格喪失届 5 件。

通常加入申込・変更等申出書 2 件。

政策支援加入申込・変更等申出書 2 件。

死亡関係届出 21 件。

特定処分対象農地処分関係 2 件。

その他の届出 7 件。

農業者経営移讓年金等受給者現況届に係る証明 229 件となっております。

5. その他

贈与税並びに不動産取得税に係る経営継続証明 4 件。

不動産取得税の課税標準の特例控除に係る証明 9 件。

現況証明 19 件。

その他の証明 8 件となっております。

この報告書につきましては、承認された後、農業委員会ホームページにて公表していきたいと思
います。以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第 23 号は報告のとおり承認されました。

◎報告第 24 号

○会長（佐藤徳市君）日程第 5。報告第 24 号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせ
ん委員の指名について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）はい。

報告第 24 号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●●、●●●●●さん。

申出面積 13.6ha。

指名年月日 令和6年4月10日。

申出の種類 賃貸借。

指名あっせん委員は、渡辺委員、森田委員、嶋中委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第24号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第25号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第21号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第25号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●●、●●●●●さん。

あっせん委員長 嶋中委員。

あっせん委員 渡邊委員、森田委員。

報告年月日 令和6年4月15日。

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字栄 2 3 1 - 1 0。

現況地目、採放地。

面積、113,418㎡外 2 筆。

年間賃貸料、110,560円。

借受人氏名は●●●●さん。

賃貸借期間は公告の日から令和 7 年 8 月 2 日となっております。

なお番号 1 につきましては、あっせん委員長であります嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 4 番・嶋中君。

○1 4 番（嶋中勝君） 1 4 番、嶋中です。

報告第 2 5 号、番号 1 について報告いたします。

あっせん委員に渡邊委員、森田委員と私が指名されましたので、令和 6 年 4 月 1 5 日にあっせん委員会を開催しました。

当該地は、北海道農業公社が買入を実施し、令和 2 年 9 月 3 0 日から 5 年間の予定で●●●●さんへ一時貸付中の農地であります。

現在の一時貸付者である●●●●さんから一部農地の解約の申出があったので、再あっせんをいたしました。

一時貸付者については、残存期間終了後に取得予定の●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、1 4 番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第 2 5 号、内容 1 件は報告のとおり承認されました。

◎議案第 5 0 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 7。議案第 5 0 号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容 2 件を議題と致します。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第50号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1

賃借人、●●●●●、●●●●●さん。

賃貸人、●●●●●、●●●●●さん。

土地の表示、字栄231-10。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、113,418㎡外2筆、合計面積は136,186㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年9月30日。

契約期間、令和2年9月30日から令和7年8月2日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年4月10日となっております。

なお、番号1については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

賃借人、●●●●●、●●●●●さん。

賃貸人、●●●●●、●●●●●さん。

土地の表示、字中チャンベツ15-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、38,100㎡外1筆、合計面積は58,255㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和3年4月30日。

契約期間、令和3年4月30日から令和8年4月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年3月29日となっております。

なお、番号2については山本委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）12番・山本君。

○12番（山本政弘君）12番、山本です。

議案第50号、番号2について説明させていただきます。

4月16日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第50号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第51号

○会長（佐藤徳市君）日程第8。議案第51号、現況証明願について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第51号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

土地の所在、字オソツベツ307-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積、30,409㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

調査年月日、令和6年4月8日。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷君） 2番、澁谷です。

議案第51号、番号1について報告いたします。

令和6年4月8日に舟山委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてみました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地となっており、隣接農地とはっきりと区分けされておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、2番、澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第51号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第52号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第52号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第52号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1

区分、除外。

地番、字熊牛原野19線東13-2。

現況地目、原野。

面積、1,261㎡外3筆、合計14,992㎡。

事業主体、●●●●●、●●●●●。

土地所有者は、●●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第52号、番号1について報告いたします。

令和6年4月15日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長で現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の3ページから4ページに記載されていますので、ご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番、

嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

区分、除外。

地番、字西標茶2 1－8。

現況地目、原野。

面積、12,738㎡。

事業主体、●●●●●、●●●●●。

土地所有者は、●●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、舟山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 8番・舟山君。

○8番（舟山珠代君） 8番、舟山です。

議案第52号 番号2について報告いたします。

令和2年9月14日に高松委員、澁谷委員、高橋委員と私、事務局より小幡係長で現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の5ページから6ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

区分、除外。

地番、字クチョロ原野北26線27-1。

現況地目、原野。

面積、21,056㎡外1筆、合計29,316㎡。

事業主体、●●●●●、●●●●●。

土地所有者は、●●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、舟山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 8番・舟山君。

○8番（舟山珠代君） 8番、舟山です。

議案第52号 番号3について報告いたします。

令和4年10月3日に高松委員、澁谷委員、高橋委員と私、事務局より小幡係長で現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の7ページから8ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないも

のと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第52号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第53号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第53号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容3件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第53号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人、●●●●●、●●●●●さん。

譲受人、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字栄162-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、29,902㎡外1筆、合計面積は46,189㎡。

契約の種類、売買。

権利移転の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で1,000,000円。

構成員、譲受人2名。

農地、1,735,100㎡うち借入地859,961㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、番号1については森田議員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第53号、番号1について報告いたします。

令和6年4月5日に現地調査をまいりました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手方要望により、譲受人の●●●●さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、7番・森田君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2。

譲渡人、●●●●●、●●●●●さん。

譲受人、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野63-1。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、28,713㎡外3筆、合計面積は58,573㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で4,600,000円。

譲受人世帯員4名。

農地、1,557,651㎡うち借入地508,641㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君）11番・笛木です。

議案第53号、番号2について報告致します。

4月12日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を譲渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3。

譲渡人、●●●●●●、●●●●●●さん。

譲受人、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野19線東13-9。

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、1,427㎡外1筆、合計面積は2,153㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で107,650円。

譲受人世帯員2名。

農地、717,747㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番・渡邊です。

議案第53号、番号3について報告致します。

4月15日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を譲渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第53号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第54号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第54号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容19件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第54号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり19件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字栄 2 3 1 - 1 0。

地目、登記簿牧場、現況採放地。

面積、113,418㎡外 2 筆、合計面積は136,186㎡。

利用権設定等の種類、貸借権の設定。

利用権設定等の内容、採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 6 年 4 月 3 0 日から令和 7 年 8 月 2 日。

土地の引渡時期、令和 6 年 4 月 3 0 日。

金額は、年間110,560円。

支払方法は毎年 1 2 月 1 0 日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 1 は、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続いて番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 2

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ 3 0 5 - 3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、30,129㎡外 2 4 筆、合計面積は675,344㎡。

利用権設定等の種類、貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和 6 年 4 月 3 0 日から令和 1 6 年 4 月 2 9 日。

土地の引渡時期、令和6年4月30日。

金額は、年間400,000円。

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みととなっております。

以上です。

なお、番号2については澁谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第54号、番号2について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野721-16。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、38,500㎡外7筆、合計面積は167,053㎡。

利用権設定等の種類、貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年4月30日から令和11年4月29日。

土地の引渡時期、令和6年4月30日。

金額は、年間534,500円。

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号3については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

議案第54号、番号3について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字虹別原野159-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、30,081㎡外3筆、合計面積は188,967㎡。

利用権設定等の種類、貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年4月30日から令和16年4月29日。

土地の引渡時期、令和6年4月30日。

金額は、年間593,000円。

支払方法は毎年12月末までに指定口座振込みととなっております。

以上です。

なお、番号4については佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5番・佐藤君。

○5番（佐藤松喜君） 5番、佐藤松喜です。

議案第54号、番号4について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました5番・佐藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続いて番号5を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ15-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、38,100㎡外1筆、合計面積は58,255㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年4月30日から令和8年4月29日。

土地の引渡時期、令和6年4月30日。

金額は年間91,200円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号5については山本委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・山本君。

○12番（山本政弘君） 12番、山本です。

議案第54号、番号5について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

続いて番号6を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野基線36-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積15,196㎡外2筆、合計面積は17,507㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年4月30日から令和16年4月29日。

金額、年間56,000円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号6については山本委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・山本君。

○12番（山本政弘君） 12番、山本です。

議案第54号、番号6について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号7から番号8まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号8まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字下チャンベツ9-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積31,167㎡外10筆、合計面積は63,870㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年4月30日から令和11年4月29日。

金額、年間127,740円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号8については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号7と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野南1線東4-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、47,718㎡外5筆、合計面積は106,157㎡。

金額、年間329,086円。

以上です。

なお、番号7から番号8については山本委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・山本君。

○12番（山本政弘君） 12番、山本です。

議案第54号、番号7から番号8について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7から番号8まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字西熊牛原野西3線63-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積51,087㎡外6筆、合計面積は127,015㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年4月30日から令和16年4月29日。

土地の引渡時期、令和6年4月30日。

金額、年間254,030円。

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号9については嶋中委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第54号、番号9について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました14番・嶋中君の報告を終わります。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号10から番号12まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10から番号12まで内容3件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野11線西1-2。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積34,190㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年4月30日から令和16年4月29日。

金額、年間109,400円。

支払方法は毎年1月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号11及び番号12については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号10と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号11

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野12線東2-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積8,883㎡外4筆、合計面積は99,014㎡。

金額、年間316,800円。

番号12

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野11線東12-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積9,673㎡外22筆、合計面積は190,755㎡。

金額、年間610,400円。

以上です。

なお、番号10から番号12については渡邊委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

議案第54号、番号10から番号12について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●●●さん、●●●●●●さん、

●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

よって、番号10から番号12まで内容3件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号13から番号15まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13から番号15まで内容3件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号13

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野13線西8-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積31,648㎡外2筆、合計面積は50,340㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年4月30日から令和16年4月29日。

金額、年間68,300円。

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号14から番号15については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号13と同

じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号14

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野13線東5-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積13,147㎡外1筆、合計面積は44,030㎡。

金額、年間56,300円。

番号15

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野11線西5-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積3,660㎡外12筆、合計面積は137,206㎡。

金額、年間182,800円。

以上です。

なお、番号13から番号15については渡邊委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

議案第54号、番号13から番号15について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●●●さん、●●●●●●さん、●●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13から番号15まで内容3件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号16から番号17まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号16

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野18線西10-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、30,391㎡外2筆、合計面積は47,829㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年4月30日から令和11年4月29日。

土地の引渡時期、令和6年4月30日。

金額は年間143,487円。

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号17については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号16と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号17

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野17線西1-1の内。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積26,926㎡外9筆、合計面積は111,265㎡。

金額、年間333,795円。

以上です。

なお、番号16から番号17については渡邊委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 6番・渡邊君。

○6番（渡邊裕義君） 6番、渡邊です。

議案第54号、番号16から番号17について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました6番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17まで内容2件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号18から番号19まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号19まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●●●、●●●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●●●●、●●●●●●さん。

土地の所在、宇阿歴内原野北3線133-3。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、17,749㎡外3筆、合計面積は131,871㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和6年4月30日から令和11年4月29日。

土地の引渡時期、令和6年4月30日。

金額は年間190,800円。

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号19については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号18と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号19

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん。

土地の所在、宇阿歴内原野北3線112。

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積8,883㎡外1筆、合計面積は98,704㎡。

金額、年間260,960円。

以上です。

なお、番号18から番号19については遠藤委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第54号、番号18から番号19について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、4月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図り、●●●●●さんは、農地を借受け経営拡大を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番、遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号18から番号19まで、内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第54号、内容19件については原案可決されました。

◎議案第55号

○会長(佐藤徳市君) 日程第12。議案第55号、令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

議案第55号について説明をさせていただきます。

令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について。

令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)は、別紙のとおりとなっております。

内容につきましては、先ほどの全体協議会の中で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほど、宜しくお願い致します。

○会長(佐藤 徳市君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤 徳市君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第55号は原案可決されました。

◎議案第56号

○会長(佐藤 徳市君) 日程第12。議案第56号、令和6年度標茶町農業委員会事業計画についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第56号について説明をさせていただきます。

令和6年度標茶町農業委員会事業計画について、令和6年度標茶町農業委員会事業計画を定めたので、承認を求めるものであります。

令和6年度標茶町農業委員会事業計画は、別紙のとおりとなっております。

この事業計画につきましては、毎年4月に標茶町農業委員会の計画として、事業計画を定めているものであります。

計画の概要を読み上げて提案をさせていただきます。

令和6年度標茶町農業委員会事業計画

I 農業情勢と課題

本町の農業は、広大な土地と恵まれた水資源に支えられ、草地型酪農を根幹として、生産基盤整備の積極的な推進により経営規模の拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げてきたほか、肉牛の生産・販売にも積極的に取り組み、野菜生産においては、冷涼な気候を活かし大根の栽培も導入され、道内屈指の産地として知られるようになりました。

しかしながら、担い手の不在など依然厳しい経営環境におかれ、新規就農研究制度の充実を図っておりますが、離農戸数も高く推移しています。

なお、農業委員会組織・制度改革については、改正農業委員会法が施行され、法令業務・振興業務はもとより、農利用最適化の取り組みに対する更なる活躍が求められています。

このような状況を踏まえ、本会は「農号委員会等に関する法律」に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、本町農業の持続的発展と、本町の振興に寄与するため「行動する農業委員会」としてさらに取組みを強化し農業・農業者の公的代表機関として本町農業振興のために関係機関・団体との連携強化を図り積極的な活動を推進してまいります。

II 活動方針

- 1 農業委員会活動を実現するため農業委員自ら実践行動に取り組む。
- 2 地区担当制により農業者の声を幅広くくみとり、きめ細かな農業委員会活動を展開する。

III 活動計画

- 1 担い手の育成・確保対策の推進。
- 2 優良農地の確保・有効利用の推進と遊休農地の解消。
- 3 地域に根ざした農政活動の推進。
- 4 農業委員・事務局職員の資質の向上。
- 5 農業委員会の制度の普及及び広報活動の推進。

計画の詳細につきましては、記載の通りでございますので、省略致します。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○会長（佐藤 徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤 徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤 徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第56号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第11回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第11回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前11時26分閉会)